

<東 山 会 関 東 支 部 規 約>

1. 目的：

本会は、名古屋大学工学部機械系卒業生または大学院修了生の年次を越えた人の輪が広がる喜びを共有化し、且つ相互の親睦を図ることを目的とする。

2. 名称：

名古屋大学工学部機械系の同窓会が”東山会 “と称しているので、これに関係付けて、“東山会関東支部” と称す。

3. 会員：

名古屋大学工学部機械系を卒業または大学院を修了し、関東地区に在住する者を会員とする。

(注：この場合の関東地区とは静岡県以東、長野県以北を意味する、即ち、愛知以西を含まない日本全国とする)

4. 役員：

4.1 役員の種類：本会の目的を遂行するために、以下の役員を置く。

支部長：1名

副支部長：1名

事務局長：1名

副事務局長：若干名

会 計：2名

監 事：2名

世話人：各学年1名を原則とする

4.2 役員選出要領及び任期：

4.2.1 選出要領：

支部長：世話人会で世話人の中から推薦し、総会で承認する

副支部長：支部長が世話人の中から推薦し、世話人会で確認し、総会で承認する。

事務局長：支部長が世話人の中から推薦し、世話人会で確認し、総会で承認する。

副事務局長：事務局長が世話人の中から推薦し、世話人会で確認し、総会で承認する。

(以上を幹部4役と称す)

会 計：事務局長が世話人の中から推薦し、世話人会で確認し、総会で承認する。

監 事：支部長が世話人の中から推薦し、世話人会で確認し、総会で承認する。

世話人：候補者を世話人会で推薦／承認する。

4.2.2 任 期：上記の任期は2年とし、再任を妨げないものとする。

4.3 役員役割：役割は以下とする。

支部長：会を統括する。また名大全学同窓会関東支部会の当会からの代表も兼任する。

副支部長：支部長不在時の第一代行。

事務局長：世話人会の招集、世話人会の司会、及び支部長特命事項。支部長不在時の第二代行。

副事務局長：事務局長の補佐、及び不在時の代行。

会 計：会の会計業務一切を担当。

監 事：会の会計監査

世話人：卒業年次（及びその前後3年の世話人不在の場合の年次）の纏め役。支部長特命事項。

4.4 顧問：

役員活動を支援するために、若干名の顧問を置くことができる。顧問は役員経験者から支部長が委嘱し、世話人との兼務を妨げない。

5. 行事：

5.1 年1回の総会開催

5.2 親睦会（ゴルフ、囲碁、旅行等々）の随時開催

5.3 名大全学同窓会関東支部会のサポート

6. 慶弔：

慶事に当たっては、特に本規約には規定しない。

弔事については、本人または配偶者の逝去の時に、学年幹事が全会員に葬儀内容につき連絡し、“東山会関東支部”の名称で弔電を打つことにし、供花、香典は会としては行わないことにする。
(注：会員は弔事が生じた場合は、速やかに上記該当地区幹事へ連絡すること)

7. 会費：

会費は、総会開催時の残金、及び運営基金（寄付金）で賄うものとし、定期的な会費は徴収しないものとする。

8. 本規約の改訂：

本規約の改訂には、総会出席者の過半数の賛成をもって改訂できるものとする。

補足：

(1) 本規約は H19 年(2007 年) 5 月 12 日から実効されるものとする。

(2) H25 年 (2013 年) 5 月 18 日第 1 回改定 (4.4 項追加)